	第4回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年7月9日（金）午後2時30分招集
2．場　所	旧荷揚町小学校　体育館ミーティングルーム
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二 4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一 7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範 10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一 13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄
４．欠席委員 なし	
５．事務局	事務局職員　5名
事務局	ただいまより第4回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第4回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に4番の平山委員さん、10番の長尾委員さん、書記は事務局の今田さんにお願いします。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北に約650mの距離に点在した農地であり、現地の63-1、68、69は水稲、163はナス、ピーマン、キュウリが栽培され、44-1は一部にハウスが建っており中でトマト、キウイフルーツが栽培されていました。また173、174は保全管理の状態であった。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農の社会福祉法人で、障がい者就労支援の目的で野菜、水稲、果樹を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台譲渡人より譲り受ける予定です。なお、契約成立後の経営面積は約68aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北東に約1km の距離

	に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が生えていました。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマト、ピーマンを栽培予定です。農機具は耕運機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ　3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南に約360mの距離に位置した農地であり、現地は竹が伐採された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてウメ、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、オートモア、フォークリフト、ミニユンボを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約152a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と

	地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校から北東に約1.4ｋｍから2.2ｋｍの距離に点在した農地であり、現地は露地野菜や果樹が栽培されている他、耕起または保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲、露地野菜、果樹を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約136a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の4ページ　2番は関連する非農地決定の取消の審議を先に行います。29ページ　第7号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定の取消　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、所有者等は議案の通りです。こちらは4ページの3条許可申請の対象農地になっていますので、先に非農地決定の取消の審議をお願いします。非農地決定の取消理由としては、平成25年1月10日に利用状況調査の結果で非農地決定しましたが、所有者より耕作しているとの申し出があり、現状を確認したところギンナン、ウメが栽培されていました。大南地区審議会で審議していただいたところ、取消相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定の取消とします。戻りまして、4ページ　2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南西に約3.3ｋｍの距離に位置した農地であり、現地4189番1はギンナンとウメが栽培されており、4482番3はクリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において4189番1はギンナン、ウメ、カボス、4482番3はクリを栽培予定です。農機具は田植機、コンバイン、乾燥機、管理機、自走式草刈機を各1台、トラクターを2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約55ａとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の3番は、14ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条1項に基づく農用地利用集積計画のための審議1番と関連があり

	ますので、大南地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	まず4ページ　3番から報告します。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立竹中中学校二豊学園分校より南西に約１ｋｍの距離に位置した農地であり、現地の813番、826番は水稲が栽培されており、その他については保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において762番3、783番1は露地野菜、その他は水稲を栽培予定です。農機具はトラクターを1台、草刈機を6台所有しており、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約30a となります。 続きまして14ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、大分市立竹中中学校二豊学園分校より南西へ約1ｋｍの距離に位置した農地であり、現地の810番1、827番は水稲が栽培され、828番は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画は、先ほどの4ページ　3番と同じです。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番平山委員	3条と利用権の同時申請でも、30a に足りないようですが。
事務局	譲受人が自作地を16㎡ほど持っており、30a 以上になります。
5番得丸委員	譲渡人と譲受人は親族ですか。
事務局	兄、弟の関係です。

議長	他になければ、5ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高等学校より南東に約2ｋｍの距離に位置した農地であり、現地の1834番、1624番は隣接の水田に支障を及ぼさないよう地域住民により水稲が植えられ、譲渡人が耕作を引き継ぐ予定となっており、その他については膝丈程度の雑草が生えていました。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において1729番、1769番、1845番は露地野菜、その他は水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約28a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西に約2ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台購入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約20a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立西の台小学校より南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具はスピードスプレーヤー、フォークリフト、ユンボを各1台、トラックを2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約175a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
2番阿部委員	ミカンは今から植えるのですか。
事務局	はい、これから植えることになります。譲受人はこれまでもミカン栽培を専業で行っており、また息子さんも後継者として専業で行っていることから、申請地でも同様にミカンを栽培していくことになります。
議長	他になければ、農地法第4条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の北東約850mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるの北西約150mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、植林用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ8ページ　農地法第5条許可申請　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの西約40mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、事務所として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原支所からおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の西約850mに位置する農地であり、現地は既に駐車場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものであるが既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の北東約1.7ｋｍに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農産物の生産及び販売を営む法人が、農業用倉庫及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内の農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 続きまして10ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意

	見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南公民館より北東へ約1.5ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていまいした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲及び麦を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約359a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ11ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地においてハウスでニラを栽培予定です。農機具はトラクターを3台、移植機、種まき機、消毒器を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約192a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をおねがいします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 続きまして、12ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番　基盤強化法での所有権移転について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南東へ約1ｋｍの距離に位置した農地であり、現地はトマト、ナスなどの露地野菜が栽培されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で露地野菜を栽培します。農機具は草刈機を2台所有、トラクターを1台借用しています。所有権移転後の経営面積は約13a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ13ページ　利用権設定　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は野津原市民センターより北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機、乾燥機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約145a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ14ページ　1番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、15ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約1.9ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、コンバインを2台、トラクター、田植機、バインダーを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約12a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.3ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約37a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ　3番は平山委員の案件となりますので、平山委員さんは一旦、退室をお願いします。 （平山委員退室）
議長	では、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約900mから1.2

	ｋｍの距離に点在した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では、水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約151a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ　3番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、16ページ　3番は承認することとします。 では、平山委員さんは着席をお願いします。 （平山委員着席）
議長	続きまして、17ページ　4番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.3ｋｍから3ｋｍの距離に点在した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地で、水稲を栽培します。農機具は乾燥機を6台、トラクターを2台、田植機、コン

	バイン、籾摺り機、フォークリフトを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約319a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ5番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校より南へ約1.6ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約132a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した16ページの3番を除く、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは次に、18ページからの第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	18ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗地区及び竹の内地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、飼料用作物を栽培する認定農業者で、申請地では水稲、飼料用作物の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,011a となります。 続きまして、19ページ　2番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に小麦を栽培する認定農業者で、申請地では小麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,325a となります。 続きまして、20ページ　1番です。土地の表示、申請者、土地の権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は吉野原地区に位置した農であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にダイコン、タカナ、水稲を栽培する認定農業者で、申請地ではタカナ、ダイコンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,007a となります。 次に2番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、蕨野地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事

	業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定農業者で、申請地ではピーマンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約114a、155a となります。 続きまして21ページ　3番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約約576a となります。 次に22ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は津守地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にキクを栽培する新規就農者で、申請地ではキクの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約47a となります。 次は2番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。申請地は上徳丸地区に位置した農地であり、現地はイモが植えられていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にミツバ、水耕セリを栽培する認定農業者で、申請地ではミツバ、水耕セリの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約92a となります。 続きまして、23ページ　１番です。まだ配分先が決まっていない中間保有の案件です。土地の表示、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は中尾地区内に位置している農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理機構が借り受ける予定です。配分計画が確定するまでの間、土地の管理は公社が負担します。 24ページ　1番です。44ページで合意解約された土地の配分替えの案件です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていまし

	た。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、申請地ではゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約408a となります。 それぞれの案件について、各審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に25ページ　第5号議案　非農地証明願1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成25年頃より耕作放棄により原野化してしまったということです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より東約1.5ｋｍに位置する農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、26ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和50年頃より宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校から西に約700mに位置する農地です。現地は宅地の一部として利用されており、住宅は取り壊しされ更地の状態でしたが、面積や形状、周辺の状況等の要因により農地として活用することが難しいことが見込まれます。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、27ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和50年頃より宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南西に約150mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 地区審議会審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。

	第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 続きまして、28ページ　第6号議案　租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局より報告してください。
議長	被相続人が亡くなり、その相続人が納税猶予の適格者であるかの証明についての申請です。現地調査報告です。4981-1、4964はエダマメが栽培され、4952-1は保全管理の状態で一部にカボチャが栽培され、その他は耕起されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、納税猶予の特別措置について相続人への証明の発行は相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は承認します。 次の29ページ　第7号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定の取消は、第1号議案に関連して審議・採決していますので、30ページ　第8号議案　空き家に付属した農地指定の解除について審議します。説明は事務局からお願いします。

事務局	30ページ　1番です。土地の表示、所有者等は議案の通りです。農地の解除の理由です。当該農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされまして、その許可申請は1ページ　2番の案件です。 31ページ　1番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。解除の理由は、当該農地に付随する空き家を取得するが譲受人となる農地法第3条許可申請がなされまして、その許可申請は5ページ　1番の案件です。 続いて2番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。解除の理由です。当該農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされまして、その許可申請は5ページ　2番の案件です。 地区審議会で審議していただいたところ、空き家に付属した農地指定については解除相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	はければ、第8号議案について採決します。 第8号議案について、指定を解除することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第8号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。 次の32ページからは　第9号議案　報告事項ですので事務局より報告してください。

事務局	それでは報告します。まず32ページから35ページは農地法第3条の3届出です。相続により農地を取得した届出が、合計6件出ています。続いて36ページから38ページです。農地法第4条第1項第8号届出です。市街化区域内農地で所有権移転を伴わない転用の届出が、合計6件出ています。次に39ページから43ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域農地で所有権移転を伴う転用の届出が、合計55件出ています。次は44ページと45ページです。農地法第18条第6項通知についてで、戦前小作の権利について双方合意での解約の通知です。44ページは先ほど中間管理の配分替えで説明した通りで、45ページと併せて2件出ています。46ページです。農地について条件付権利の仮登記についてです。こちらの農地について仮登記の権利者が農地法第5条許可を条件とする、所有権移転の仮登記を設定したという内容です。最後は、47ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてです。携帯電話サービスの基地局の新設についての事業計画書が1件出されています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局から報告してください。
事務局	１、　令和3年度大分県農林漁業関係団体人権啓発リーダー研修会の開催について ・朝来野会長が出席することとなった。 ２、　農業新聞への掲載記事について ・事務局より説明を行った